

平成28年第1回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年1月25日(月) 午後4時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員13名

1番 坂下 正幸	8番 田中 喜義	(欠席)
(欠席)	9番 新澤 晟	(欠席)
3番 谷内 吉夫	10番 岩坂 一明	17番 田上 正男
(欠席)	11番 山崎 覺治	
5番 森谷 正美	12番 坂本 昭信	
6番 安 津久人	13番 東 克芳	
7番 向面 正一	14番 大宮 正	

(2) 欠席委員

2番 石倉 稔 4番 山本 秀夫 15番 森山 博 16番 新谷 義治

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 報告事項

- (1) 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第 2号 非農地証明願について
- (3) 報告第 3号 農地の形状を変更することについて

8 議事

開会 16:00 閉会 16:55

事務局長	雪で欠席の方も多いですが会長よろしくお願ひします。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第1回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号5番 森谷 正美 委員 及び 議席番号6番 安 津久人 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあつた【議案第1号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明します。議案書2ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は2件です。 申請番号1番です。土地の所在は横地町〇〇の田 42 m ² と同じく〇〇の田 135 m ² です。譲受人は横地町の〇〇さんで譲渡人は河北郡内灘町の〇〇さんです。耕作面積は4,298 m ² で耕作者数は2名です。 申請番号2番です。土地の所在は宅田町〇〇の畑 175 m ² で譲受人は宅田町の〇〇さんで譲渡人が宅田町の〇〇さんです。耕作面積は9,040 m ² で

	<p>耕作者数は2名です。 以上合計3筆、352㎡で内訳は田が177㎡、畑が175㎡です。 以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号1番及び2番について地区担当委員 議席番号6番 安 津久人 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>はい。6番安です。申請番号1番については、譲受人〇〇氏と現地確認 をしてまいりました。当箇所は次のページにありますように河原田小学 校付近の旧線路敷きの農地でありまして譲受人の〇〇氏も農家でありま して耕作者が変わっても周辺に及ぼす影響はありませんのでよろしくお 願いします。 また申請番号2番につきましては、先日1月22日に森谷職務代理、山 崎委員、事務局と非農地の現地調査にいった際に隣地でありましたので 見て参りましたが〇〇氏も農家でありまして耕作者が変わっても周辺に 及ぼす影響はありませんのでよろしく願いします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第1号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ござ いませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第1号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第2号】の農地法第4条の規定による 申請について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。ご説明いたします。議案書6ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認についてです。今</p>

月は1件です。

申請番号1番です。土地の所在は門前町猿橋〇〇の畑 26 m²、門前町猿橋〇〇の田 109 m²、門前町猿橋〇〇の畑 85 m²、門前町猿橋〇〇の畑 109 m²、門前町猿橋〇〇の畑 122 m²、門前町猿橋〇〇の畑 59 m²、門前町猿橋〇〇の畑 102 m²、門前町猿橋〇〇の畑 142 m²、門前町猿橋〇〇の畑 16 m²、門前町猿橋〇〇の畑 13 m²、門前町猿橋〇〇番の田 82 m²、門前町猿橋〇〇の田 99 m²、門前町猿橋〇〇の畑 165 m²、門前町猿橋〇〇の田 95 m²、門前町猿橋〇〇の田 165 m²、門前町猿橋〇〇の田 241 m²、門前町猿橋〇〇の田 19 m²、門前町猿橋〇〇の田 195 m²、門前町猿橋〇〇の畑 69 m²、門前町猿橋〇〇の田 109 m²、門前町猿橋〇〇の田 69 m²、門前町猿橋〇〇の田 241 m²、門前町猿橋〇〇の田 56 m²、門前町猿橋〇〇の畑 148 m²、門前町猿橋〇〇の田 128 m²、門前町猿橋〇〇の田 109 m²、門前町猿橋〇〇の田 29 m²、門前町猿橋〇〇の田 373 m²、門前町猿橋〇〇の畑 33 m²、門前町猿橋〇〇の田 13 m²、門前町猿橋〇〇の畑 231 m²、門前町猿橋〇〇の田 46 m²、門前町猿橋〇〇の田 132 m²、門前町猿橋〇〇の田 135 m²、門前町猿橋〇〇の田 178 m²、門前町猿橋〇〇の田 16 m²、門前町猿橋〇〇の田 16 m²、門前町猿橋〇〇の田 198 m²、門前町猿橋〇〇の田 231 m²、門前町猿橋〇〇の田 138 m²、門前町猿橋〇〇の畑 204 m²、門前町猿橋〇〇の畑 13 m²、門前町猿橋〇〇の畑 115 m²、門前町猿橋〇〇の田 62 m²、門前町猿橋〇〇の田 201 m²、門前町猿橋〇〇の畑 142 m²、門前町猿橋〇〇の畑 29 m²、門前町猿橋〇〇の畑 99 m²、門前町猿橋〇〇の畑 330 m²、門前町猿橋〇〇の畑 102 m²、門前町猿橋〇〇の畑 185 m²、門前町猿橋〇〇の畑 181 m²、門前町猿橋〇〇の田 423 m²、門前町猿橋〇〇の田 208 m²、門前町猿橋〇〇の田 161 m²、門前町猿橋〇〇の田 9.91 m²、門前町猿橋〇〇の田 19 m²、門前町猿橋〇〇の畑 254 m²、門前町猿橋〇〇の田 36 m²で、申請人は小松市の〇〇さんで転用目的は植林です。

以上、合計 59 筆、7,315.91 m²で内訳は田が 4,314.91 m²、畑が 2,974 m²となります。なお、今回の案件につきましては、転用目的が植林でありますので現地確認は不要となっております。また、申請地については住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり が 10ha 未満であることから第2種農地と考え、また代替性がないものであることから妥当と考えております。

以上です。

議 長	はい。それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(質疑・意見なし)
議 長	ほかにございませんか。 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第2号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第2号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第3号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。ご説明いたします。議案書 11 ページをご覧ください。議案第3号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は2件です。 申請番号1番です。土地の所在は、門前町西中尾〇〇の畑 320 m ² 、門前町西中尾〇〇の畑 535 m ² 、門前町西中尾〇〇の畑 33 m ² 、門前町猿橋〇〇の畑 638 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 119 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 92 m ² 、門前町猿橋〇〇の畑 413 m ² 、門前町猿橋〇〇の畑 760 m ² 、門前町猿橋〇〇の畑 241 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 99 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 93 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 36 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 102 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 69 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 29 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 26 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 178 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 165 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 9.91 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 195 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 509 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 23 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 23 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 26 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 158 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 89 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 59 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 52 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 241 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 175 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 76 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 204 m ² 、門前町猿橋〇〇の田 195 m ² 、門前

町猿橋〇〇の田 19 m²、門前町猿橋〇〇の畑 52 m²、門前町猿橋〇〇の畑 99 m²、門前町猿橋〇〇の畑 419 m²、門前町猿橋〇〇の田 290 m²、門前町猿橋〇〇の田 76 m²、門前町猿橋〇〇の田 231 m²、門前町猿橋〇〇の田 208 m²、門前町猿橋〇〇の田 33 m²、門前町猿橋〇〇の田 611 m²、門前町猿橋〇〇の田 165 m²、門前町猿橋〇〇の田 29 m²、門前町猿橋〇〇の田 128 m²、門前町猿橋〇〇の田 138 m²、門前町猿橋〇〇の田 9.91 m²、門前町猿橋〇〇の田 52 m²、門前町猿橋〇〇の畑 23 m²、門前町猿橋〇〇の田 46 m²、門前町猿橋〇〇の田 165 m²、門前町猿橋〇〇の田 29 m²、門前町猿橋〇〇の田 175 m²、門前町猿橋〇〇の田 3.30 m²、門前町猿橋〇〇の田 142 m²、門前町猿橋〇〇の畑 113 m²、門前町猿橋〇〇の田 168 m²、門前町猿橋〇〇の田 128 m²、門前町猿橋〇〇の畑 56 m²、門前町猿橋〇〇の畑 99 m²、門前町猿橋〇〇の畑 386 m²、門前町猿橋〇〇の畑 502 m²、門前町猿橋〇〇の畑 165 m²、門前町猿橋〇〇の田 85 m²、門前町猿橋〇〇の田 39 m²、門前町猿橋〇〇の畑 138 m²、門前町猿橋〇〇の田 42 m²、門前町猿橋〇〇の田 687 m²、門前町猿橋〇〇の田 132 m²、門前町猿橋〇〇の畑 809 m²、門前町猿橋〇〇の田 181 m²、門前町猿橋〇〇の田 188 m²、門前町猿橋〇〇の田 56 m²、門前町猿橋〇〇の畑 52 m²、門前町猿橋〇〇の畑 204 m²、門前町猿橋〇〇の畑 69 m²、門前町猿橋〇〇の田 132 m²、門前町猿橋〇〇の畑 89 m²、門前町猿橋〇〇の田 72 m²、門前町猿橋〇〇の田 218 m²、門前町猿橋〇〇の畑 132 m²、門前町猿橋〇〇の田 13 m²、門前町猿橋〇〇の田 317 m²、門前町猿橋〇〇の田 9.91 m²、で譲受人は小松市の〇〇さんで譲渡人は富山県小矢部市の〇〇さん、転用目的は植林です。合計 85 筆、14,408.03 m²で内訳は田が 10,461.03 m²、畑が 6,399 m²です。今回の案件につきましては、4 条と同じく転用目的が植林でありますので現地確認は不要となっております。また、申請地については住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり 10ha 未満であることから第 2 種農地と考え、また代替性がないものであることから妥当と考えております。

続きまして申請番号 2 番です。15 ページをお開きください。使用貸借権の設定許可申請についてです。土地の所在は三井町洲衛〇〇の田 375 m²です。借受人は三井町洲衛の〇〇で貸渡人は三井町洲衛の〇〇さんで転用目的は農産物販売所です。合計 1 筆 375 m²で内訳は田が 375 m²です。申請地については農振農用地ですが昨年末に農用地から農業用施設用地に変更され、また集落の農家さんの農産物の販売施設であることか

	<p>ら妥当と考えております。 以上です。</p>
議 長	<p>1 番については植林ですので現地確認は不要ですね。それでは申請番号 2 番について地区担当委員 議席番号 9 番新澤 晟 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新澤委員	<p>はい。9 番新澤です。申請地はサークル K の横です。テントで洲衛のお母さん方が販売している所です。現地はだいぶ前に田から遊休農地となりテントで野菜やきのこなどを販売しており、新たに県と輪島市が買い求め洲衛のお母さん方が野菜などを販売していただきたいとした施設です。また、地域おこし協力隊の〇〇さんも協力し頑張っている施設であります。また周りにも影響はありませんのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
東 委員	<p>申請番号 1 番の合計の田畑合計の数字が違うのではないですか。</p>
事 務 局	<p>田を 8,009.03 m²に訂正をお願いします。計は変わりません。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 3 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 3 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 1 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 19 ページをお開きください。報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 4</p>

件です。
申請番号 1 番です。土地の所在は横地町〇〇の田ほか 38 筆、4,497.91 m²です。内訳は田が 14 筆 2,009.91 m²で畑が 2,488 m²です。相続人は横地町の〇〇さんで届出日は平成 27 年 12 月 11 日です。届出事由は相続です。
20 ページをお開きください。申請番号 2 番です。土地の所在は町野町金蔵〇〇ほか 18 筆、15,095 m²です。内訳は田が 9 筆 10,604 m²で畑が 10 筆 4,491 m²です。相続人は金沢市の〇〇で届出日は平成 27 年 12 月 16 日です。届出事由は相続です。
21 ページをお開きください。申請番号 3 番です。土地の所在は町野町東大野〇〇ほか 12 筆、13,285 m²です。内訳は田が 11 筆 12,767 m²で畑が 2 筆 518 m²です。相続人は町野町東大野の〇〇さんで届出日は平成 27 年 12 月 18 日です。届出事由は相続です。
申請番号 4 番です。土地の所在は町野町大川〇〇ほか 2 筆、963 m²です。内訳は畑が 3 筆 963 m²です。相続人は町野町曾々木の〇〇さんで届出日は平成 27 年 12 月 28 日です。届出事由は相続です。
以上合計 74 筆 33,840.91 m²で内訳は田が 25,380.91 m²、畑が 8,460 m²です。以上となります。

議長 はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。

各委員 (意見・質問なし)

議長 それでは【報告第 1 号】を終わります。
次に【報告第 2 号】の非農地証明願について受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 23 ページをお開きください。非農地証明願承認です。今月は 3 件です。
申請番号 1 番です。土地の所在は惣領町〇〇の田 26 m²、〇〇の畑 122 m²、〇〇の畑 112 m²です。申請人は岐阜県岐阜市の〇〇さんで利用状況はその他住宅敷、申請理由は昭和 60 年頃に周囲が宅地化し、その頃から家庭菜園として利用しており宅地の敷地内として管理されているためです。

	<p>申請番号 2 番です。土地の所在は門前町池田〇〇の田 76 m²です。申請人は栃木県宇都宮市の〇〇さんで利用状況はその他雑種地、申請理由は昭和 40 年代後半に国道 249 号線の新設工事に伴い廃土処理されているためです。</p> <p>申請番号 3 番です。土地の所在は宅田町〇〇の畑 125 m²です。申請人は宅田町の〇〇さんで利用状況は山林、申請理由は 30 年以上耕作されておらず、山林化しているためです。</p> <p>合計 5 筆 461 m²で内訳は田が 102 m²、畑が 359 m²です。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号 1 番について地区担当委員 議席番号 1 0 番岩坂 一明 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
岩坂委員	<p>はい。この間確認してまいりました。ここは横に宿泊施設があります。事務局からの説明にもあるとおり住宅敷でありましたのでよろしく願います。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 2 番については事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは説明いたします。現地については門前町道下から志賀町へ向かっていきまして阿岸本誓寺の入り口の付近になります。国道 249 号線が集落側に入っていたのですが、昭和 40 年代に今の位置に国道がバイパス化し、その際に付近の田が耕作されておらず現在に至っているという事です。こちらにつきましては現在北陸電力さんの電柱仮置場になっており、宅地化しているため非農地証明が出ているものです。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号 3 番について地区担当委員 議席番号 6 番安 津久人 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委 員	<p>はい。6 番安です。申請番号 3 番について説明します。先ほどもお伝えしましたが 1 月 22 日に森谷職務代理と谷内委員、事務局と現地を確認して参りました。26 ページに位置図がありますが宅田町のお寺の真上でございます。登記地目は畑でございますが現地は植林してありまして、30～40 年は経過しておりまして大きな杉の木が数本茂っております。間違いなく山林でありましたのでよろしく願います</p>

議 長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	それでは【報告第2号】を終わります。 次に【報告第3号】の農地の形状を変更する届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、ご説明いたします。議案書 28 ページをお開きください。農地改良届出についてです。今月は6件です。 申請番号1番です。土地の所在は水守町〇〇の田 234 m ² の自作地です。届出者は水守町の〇〇さんで農地改良理由は公共工事で面積が減少したため盛土し野菜を栽培したいとの事です。工期及び施工内容は平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までで盛土高は 30 cm、施行は〇〇です。 申請番号2番です。土地の所在は水守町〇〇の田 476 m ² の自作地です。届出者は水守町の〇〇さんで農地改良理由は公共工事で面積が減少したため盛土し野菜を栽培したいとの事です。工期及び施工内容は平成 27 年 12 月 20 日から平成 28 年 2 月 29 日までで盛土高は 50 cm、施行は〇〇です。 申請番号3番です。土地の所在は北谷町〇〇の田 973 m ² の自作地です。届出者は北谷町の〇〇さんで農地改良理由は窪地のため盛土し耕作条件を改善したいとの事です。工期及び施工内容は平成 28 年 3 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日までで盛土高は 100 cm、施行は〇〇です。 申請番号4番です。土地の所在は西脇町〇〇の田 1,992 m ² の自作地です。届出者は堀町の〇〇さんで農地改良理由は盛土し耕作条件を改善したいとの事です。工期及び施工内容は平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日までで盛土高は 100 cm、施行は〇〇です。 申請番号5番です。土地の所在は西脇町〇〇の田 1,237 m ² の自作地、〇〇の田 212 m ² の自作地です。届出者は西脇町の〇〇さんで農地改良理由は盛土し耕作条件を改善したいとの事です。工期及び施工内容は平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日までで盛土高は 100 cm、施行は〇〇です。

	<p>申請番号 6 番です。土地の所在は西脇町〇〇の田 848 m²の自作地です。届出者は西脇町の〇〇さんで農地改良理由は盛土し耕作条件を改善したいとの事です。工期及び施工内容は平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 10 月 30 日までで盛土高は 150 cm、施行は〇〇です。合計 7 筆 5,972 m²で内訳は田が 5,972 m²です。以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>それでは【報告第 3 号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 次に「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」について田中委員より報告をお願いします。</p>
田中委員	<p>(田中委員より「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」の報告)</p>
議 長	<p>それでは第 1 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。</p>

平成28年1月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員

5 番

署 名 委 員

6 番
